生駒市と株式会社セブン・イレブン・ジャパンとの地域活性化包括連携協定書

生駒市(以下「甲」という。)及び株式会社セブン・イレブン・ジャパン(以下「乙」という。)は、相互に連携を強化し、生駒市内における地域の一層の活性化と市民サービスの向上に資するため、包括的な連携・協力に関する基本的事項について、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が緊密な相互連携と協働による活動を推進することにより、地域の様々な課題に迅速に対応し、地域の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

(前提)

- 第2条 乙は、直営店方式又はフランチャイズ方式による、年中無休24時間営業のコンビニエンスストアセブン イレブン店(以下「セブン イレブン店」といい、直営店方式のセブン イレブン店を「直営店」、フランチャイズ方式のセブン イレブン店を「加盟店」という。)を展開しており、生駒市内の直営店及び乙の推奨に応諾して事業への参画に同意している加盟店において、事業に協力するものであることを甲は確認する。
 - 2 乙のビジネススキームがフランチャイズ方式であり、加盟店は、乙と別途独立した経営主体であることを、甲が十分に理解した上で、甲及び乙は、本協定について合意する。

(連携・協力)

- 第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携・協力する。
 - (1) 災害時対策に関すること
 - (2) 防災及び防犯対策に関すること
 - (3) 高齢者支援に関すること
 - (4) 障害者支援に関すること
 - (5) 環境保全に関すること
 - (6) 観光・商工振興及び雇用の創出に関すること
 - (7) 子育て及び教育に関すること
 - (8) その他、相互に連携、協力することが目的の達成に寄与すると認められる事項に関すること
- 2 前項各号に定める事項を効果的に促進するため、甲及び乙は随時協議を行うものとし具体的な取組みの内容及び実施方法は、取組み内容ごとに甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(協定内容の変更)

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度、甲乙協議の上、 必要な変更を行うものとする。 (有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から平成32年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から同一の条件で更に1年間本協定は更新され、以降も同様とする。

(守秘義務)

第6条 甲及び乙は、本協定の実施にあたり、知り得た情報を甲又は乙の承認を得ないで他に漏ら してはならない。なお、本協定解約除後も、同様とする。

(その他)

第7条 本協定に関する事項に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年 8月 3日

甲:奈良県生駒市東新町8番38号

生駒市長 小紫雅史

乙:東京都千代田区二番町8番地8 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 代表取締役 古屋 一樹